

令和3年度御浜町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度の御浜町健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

○健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度算定値	—	—	8.2	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考

- 1 実質赤字比率については、実質赤字額がないため「—」を記載しています。
- 2 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため「—」を記載しています。
- 3 将来負担比率については、将来負担比率がマイナスとなるため「—」を記載しています。

○資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道特別会計	—	

備考

- 1 資金不足額がないため資金不足比率が算定されないことから「—」を記載しています。

〔用語解説〕

【実質赤字比率】

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

【連結実質赤字比率】

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【実質公債費比率】

経常一般財源に占める、普通会計における公債費の元利償還金及び公営企業の元利償還金への繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源の割合をいいます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{④}}$$

①元利償還金

②準元利償還金

③特定財源

④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{⑤}}$$

①将来負担額

②充当可能基金額

③特定財源見込額

④地方債現在高等に係る基準財政需要額見込額

⑤元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

<注意> 健全化判断比率の計算式の分母に用いられる標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれています。

【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足額が、事業の規模に対してどの程度あるか示す指標です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【早期健全化基準】

健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、早期健全化団体として自主的に財源の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した財政健全化計画を知事に報告
- ・ 毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表

【財政再生基準】

健全化判断比率のうち3指標のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生団体として国の関与を受けながら財政の再生を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 財政再生計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- ・ 同意がない場合には、災害復旧事業などの一部の町債を除き、町債の発行は不可能
- ・ 毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表

【経営健全化基準】

資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合、経営健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・ 経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・ 策定した経営健全化計画を知事に報告
- ・ 毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表